

## 最優秀答案

回答者 T.C 57点

### 第1 設問1

1 本件報告書は、法316条の15第1項6号にあたるか。

2(1) まず、報告書は、近隣住民らの聞き込みを記載したものであるから「被告人以外の者の供述録取書等」にあたる。

(2) では、「検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する」といえるか。

この点、検察官が請求した証拠③によると、V方の窓ガラスが破損しており、その破損部分にAの血液のDNA型と一致する血液が付着していた。

検察官は、この証拠③から、犯行時にAがV方の窓ガラスを割ったことを証明しようとしていると考えられ、それによりAが犯人であることを証明しようとしている。

他方、本件報告書には、ガラスが割れるような物音を聞いたかについての聞き込みの内容が記載されている。そして、ガラス戸全体にヒビが入るような壊れ方をした場合、通常大きな音がするのであり、その物音を犯行時間帯に付近の住民が聞いていない場合、そのガラスが割れたのは、犯行時間帯ではないことを証明できる。

そのため、事件報告書は、検察官が証拠③により証明しようとした犯行時間帯にAがガラスを割ったという事実の有無に関するものといえ、「検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する」といえる。

3 よって、本件報告書は、法316条の15第1項6号にあたる。

そして、「重要である」(同項柱書き)と認められれば、裁判所は開示させるべきである。

### 第2 設問2

1(1) 直接証拠とは、犯行を録画したカメラ等の、犯行をその証拠のみによって直接証明できるものをいう。

(2) 本件ナイフには、Vの血液のDNA型と一致する血液及びAの指紋が付着

していたと鑑定により判明したが、この証拠は、AがそのナイフでVを刺したことを推認させるに過ぎないものである。

なぜならば、第三者がAの指紋をそのナイフに付ける等を行うことが可能であるからである。

(3) そのため、本件証拠⑤は、犯行をそれのみによって直接に証明できるものとはいえないが、間接証拠にあたると、検察官は考えている。

2 Aの弁護人は、証拠⑫は、Aの前科に関するものであり、法的関連性がないとの意見を述べるべきである。なぜならば、前科は、悪性格の立証であり、裁判官の判断を誤らせるおそれがあり、また、特殊な犯行態様であるといった特別の事情もないからである。

### 第3 設問3

1 検察官は、本件反対尋問は誘導尋問に当たるところ、本件のような誘導尋問は相当でないとの意見を述べるべきである。

2(1) 誘導尋問とは、尋問者の望む答えがその質問に暗に含まれているものをいう。本件では、「Aの指紋ではないか、それが真実ではないか」と質問しているところ、これはナイフの指紋がAのものではないというAの弁護人が望む答えが質問に含まれており、誘導尋問にあたる。

(2) 反対尋問においては、誘導尋問は許される（規則199条の4第3項）が、裁判所は相当でないと認めるときはそれを制限できる（同条4項）。本件では、指紋の鑑定を実施したKにその鑑定が誤りであったかのような質問をしているところ、指紋の鑑定は科学的に正確にコンピュータが行っているものであり、それが誤りであったかのように鑑定人に質問をするのを認めるべきでなく、「相当でない」といえる。

(3) そのため、上記意見を述べるべきである。

### 第4 設問4

Aの弁護人の質問及びAの供述は許される。

なぜならば、公判前整理手続終了後には、証拠の請求が制限されるが（法316条の32第12項）、Aの弁護人は予定主張記載書において当初からAがH県I市内にいたことを主張していたからである。

## 第5 設問5

1 Aの弁護人の行為は、規定22条1項に反しないか。

(1) この点、規程22条1項は、被告人の意思を尊重してその権利を保護する趣旨である。そうすると、被告人が望む主張を弁護人がしなかった場合、同項違反になると解する。規程5条によると信義誠実に行動するとされているが、被告人がやったことを認めながら無罪にしてほしい等といっているのではなく、やっていないと主張している場合には、その被告人はやっていない可能性もある以上、証拠上勝率が低くても、その被告人の意思を尊重すべきと考える。

(2) 本件では、Aは、当初から一貫して無罪を主張している。そのため、公訴事実を認めた弁護人は、規程22条1項に反する。これは、Aが曖昧なことをいっていても変わらないと考える。

以 上